

# 土砂災害に関する避難確保計画



蒲郡市立塩津中学校

2018年12月作成

(改訂:2021年4月1日)

## 蒲郡市立塩津中学校 土砂災害に関する避難確保計画

作成:2018年12月12日

(改訂:2021年4月1日)

### 1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、蒲郡市立塩津中学校近隣で土砂災害の発生または発生の恐れがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、蒲郡市立塩津中学校に勤務する職員(以下、「施設職員」という)および、生徒または出入りする全ての者(以下、「生徒等」という)に適用する。

### 2 [計画の報告]

計画を作成および必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第八条の二に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 [計画の適用範囲]

この計画は、本施設に勤務または本施設を利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	昼間	昼間	昼間
290名	29名	0名	0名
夜間	夜間	夜間	夜間
0名	0名	0名	0名

### 4 [防災体制に関する事項]

#### (1)[各班の任務と組織]

##### 1)各班の任務

##### ①指揮班

施設管理者を支援し各班へ必要な事項を指示する。

##### ②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れなどの前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

##### ③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れなどの前兆現象などを発見した場合に、生徒等を安全な場所へ避難誘導する。

## 2)組織図(職員の役割分担)

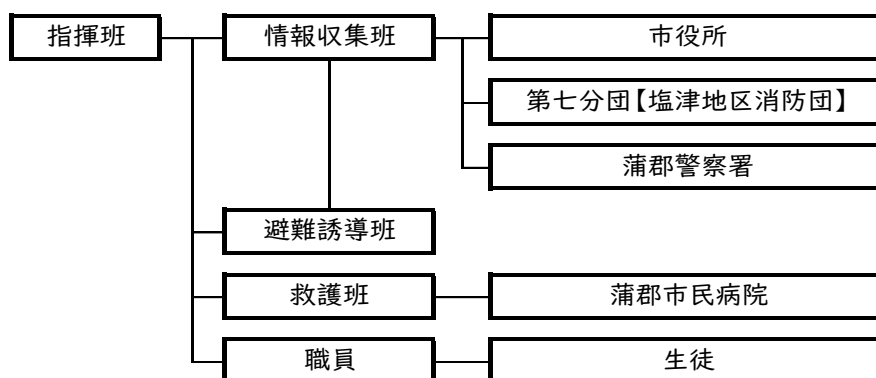
<<昼間>>



### 3) 参集基準

	判断基準	主な業務内容	
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	施設職員全員

### 4) 緊急時連絡網



### 5) 関係機関緊急連絡先

		機関名	電話番号	FAX番号
防災行政機関		蒲郡市役所蒲郡市教育委員会	0533-66-1165	0533-66-1184
		蒲郡市役所防災課	0533-66-1208	0533-66-1183
		蒲郡警察署	0533-68-0110	0533-68-7900
協力機関		塩津総代区		
		第七分団【塩津地区消防団】	蒲郡消防署へ	蒲郡消防署へ
		蒲郡市立塩津小学校	0533-68-2509	0533-67-8445
ライフライン	電気	中部電力岡崎営業所	0120-985-610	0533-74-6998
	ガス	蒲郡ガス(株)	0533-68-7121	
	水道	蒲郡市水道課	0533-66-1129	0533-66-1182
	通信	NTT西日本	0120-444-113	または113

(2) [事前対策]

台風の接近など、あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、授業の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および生徒等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防署等へ通報する。

【主な情報及び収集方法】

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	テレビ インターネット メール ラジオ 防災無線	メール
土砂災害警戒情報	テレビ インターネット メール ラジオ 防災無線	メール
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告・避難指示等	テレビ インターネット メール ラジオ 防災無線	メール

【情報伝達の内容・連絡先等】

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆情報	情報収集班	電話	蒲郡市役所蒲郡市教育委員会
被害情報	情報収集班	電話	蒲郡市役所蒲郡市教育委員会
避難準備等	避難誘導班	館内放送 口頭	生徒
避難開始等	避難誘導班	館内放送 口頭	生徒

## 5 [学校周辺の土砂災害警戒区域]



## 6 [避難誘導に関する事項]

### (1) [避難誘導等]

本校南校舎に避難誘導する。

### (2) [避難基準]

#### ①蒲郡市役所からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の命令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：土砂災害警戒情報の発令

※午前6時の時点で「蒲郡市」に気象庁から土砂災害警戒情報が発表されていれば、その日は休校とする。

#### ②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、防災課に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけからの水が濁り出す。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。

- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・地鳴りがする。

### (3) [避難方法]

全校生徒が土砂災害警戒区域から離れた南校舎に避難する。

生徒290名、職員29名

### (4) [避難の実施]

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって) 避難を開始します。」と職員、生徒等に周知する。

### (5) [避難後の下校]

- ① 気象状況、通学路の状況等を判断して、安全に帰宅させることができると判断したときは、速やかに下校させる。
- ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められたときは、生徒の安全を校内において確保する。その後、保護者に連絡して直接引き渡しをする。直接引き渡せない場合は、学校に一時待避させる。

## 7 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

### (1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練とあわせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

### (2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練(対象者の状況に応じた避難手法、避難方法など)

### (3)訓練の実施時期

訓練は、出水時期（6月まで）に行うとともに、下記も含め年間概ね2回行う。

- ①新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は、全職員を対象とする訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練を実施する。
- ②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水時期に実施する。